

# 国内募集型企画旅行 ご旅行条件書（要約版）

お申込みいただく前に必ずご覧ください。また、さらに詳しい内容は、要約版の後に添付されていますのでご覧ください。この書面は、**旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。**

ご旅行条件は下記条件のほか、コース毎に記載されている条件、代金お支払い後に送付させていただきますご旅行案内（パンフレット）、確定書面および当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

## 1. 旅行の申込みおよび契約の成立時期

- (1) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約時点では契約は成立しておらず、契約成立は当社が予約の承諾の旨を通知した後、お客さまが当社の指定する日までに全額を現金でお支払いいただいた時、あるいは、振込の場合は、当社の指定する日までに全額をお振り込みいただき、当社の口座に入金された時となります。
- (2) 当社はクレジットカードの取り扱いはしておりません。旅行代金は当社が指定する振込先へのご入金または現金払いをお願いします。
- (3) 当社の指定日までにご入金がないときは、その翌日をもって予約がなかったものとして取扱います。（契約は成立していません）

## 2. お申込み条件

- (1) パンフレット等に記載されているコース毎の募集条件をご覧ください。なお、旅行開始日時点で20歳未満の方が参加される場合は親権者の同意書、15歳未満の方が参加される場合は保護者の同行が必要です。
- (2) 旅行のお申込み時に、体の不自由な方、健康を損なわれている方、妊娠中の方、介助犬使用の方、その他特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。ただし、お客さまのご旅行の安全かつ円滑な実施のためにご参加をお断りするか、必要な介助者の同行を条件とさせていただく場合があります。また、お申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまにご負担していただきます。
- (3) 下記の場合は、申込みをお断りさせていただきます。
  - ①応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
  - ②お客さまが、他のお客さまにご迷惑をおよぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると判断するとき。
  - ③お客さまが反社会的勢力であると認められるとき。
  - ④お客さまが、当社に対し暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ⑤お客さまが、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ⑥その他、当社の業務上の都合があるとき。

## 3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、(宿泊がある場合は宿泊料金)、食事代、観光施設入場料金、ガイドや添乗員の必要経費などです。

なお、旅行中にこれらの経費はお客さまのご都合により、一部をご利用されなくても払い戻しはいたしません。

#### 4. 旅行代金に含まれないもの

第3項「旅行代金に含まれるもの」以外の費用のことで、例えば、集合場所までの旅費や自由行動中の諸料金、クリーニング代、電報、電話代、追加飲食代など個人的性質の諸費用などです。

#### 5. お客さまによる旅行契約の解除・払い戻し(これ以外の項目もあります)

旅行契約成立後、お客さまのご都合でいつでも契約を解除できますが、解除されるときは、標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定める取消料を申し受けます。

(申込者全員のキャンセルや参加人数減の場合は取消扱いとなり取消料がかかります。)

※なお、日帰り旅行の場合は、旅行開始日の前日から起算して10日目以降に、宿泊付バス旅行の場合は旅行開始日の前日から起算して14日目以降にお申込みされ旅行代金をお支払いされたお客さまは、取消料が発生する期間に入っていますのでご注意ください。

##### 募集型企画旅行取消料

国内旅行 取消日区分		取消料(おひとり)	
		宿泊付旅行	日帰り旅行
旅行開始日の前日 から起算してさかの ぼって	14日目～11日目	旅行代金の20%	無料
	10日目～8日目	旅行代金の20%	旅行代金の20%
	7日目～2日目	旅行代金の30%	
旅行開始日の	前日	旅行代金の40%	
	当日の集合時間まで	旅行代金の50%	
旅行開始後の取消または無連絡不参加		旅行代金の100%	

※当日の集合場所での取消は、旅行開始後扱いになりますのでご注意ください。

#### 6. 旅行開始前で、当社からの旅行契約の解除および払い戻し(これ以外の項目もあります)

募集人数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、日帰り旅行は3日目にあたる日より前、宿泊付旅行は13日目にあたる日より前までに、お客さまに事業を中止する旨をご連絡し、お支払いいただいている旅行代金の全額を払い戻し、契約を解除いたします。

#### 7. 特別補償

当社は、当社の故意または過失の有無にかかわらず、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について、募集型企画旅行特別補償規程に基づき、あらかじめ定められた額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。ただし、事故の状況や事由によっては補償金等が支払われないことがあります。

#### 8. 旅程保証

当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に「規定の率」を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から30日以内にお支払します。

#### 9. お客さまの責任

お客さまは旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なるサービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該旅行サービス提供者に申し出てください。

## 10. 個人情報のお取扱いについて

お客さまから頂戴しました個人情報につきましては、お客さまとの連絡方法や運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きのほか、今後の企画旅行等のご案内に使用させていただきます、それ以外は個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理いたします。

旅行企画・実施	合同会社 滋賀の旅人旅行倶楽部
住所	〒520-2304 滋賀県野洲市永原 1006 番地
TEL・FAX	077-587-2677
登録	滋賀県知事登録旅行業 第 3-253 号 国内旅行業務取扱管理者 黒川 之明
募集型企画旅行可能地域	滋賀県野洲市・近江八幡市・竜王町・湖南市・ 栗東市・守山市・大津市
※内容全般について、お客さまから依頼があれば、旅行業務取扱 管理者が説明いたします。	

— これ以降は、さらに詳しく説明したものです。 —

## 国内募集型企画旅行 ご旅行条件書

ご旅行条件は下記条件のほか、コース毎に記載されている条件、代金お支払い後に送付させていただきますご旅行案内（パンフレット）、確定書面および当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面および同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部になります。

### 1. 旅行の申込みおよび契約の成立

- (1) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約時点では契約は成立しておらず、契約成立は当社が予約の承諾の旨を通知した後、お客さまが当社の指定する日までに全額を現金でお支払いいただいた時、あるいは、振込の場合は、当社の指定する日までに全額をお振り込みいただき、当社の口座に入金された時となります。
- (2) 当社はクレジットカードの取り扱いはしておりません。旅行代金は当社が指定する振込先への入金または現金払いをお願いします。
- (3) 当社の指定日までにご入金がないときは、その翌日をもって予約がなかったものとして取扱います。（契約は成立していません）

### 2. お申込み条件

- (1) パンフレット等に記載されているコース毎の募集条件をご覧の上、お申込みください。なお、旅行開始日時点で 20 歳未満の方が参加される場合は親権者の同意書、15 歳未満の方が参加される場合は保護者の同行が必要です。
- (2) 旅行のお申込み時に、体の不自由な方、健康を損なわれている方、妊娠中の方、介助犬使用の方、その他特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。ただし、お客さまのご旅行の安全かつ円滑な実施のためにご参加をお断りするか、必要な介助者の同行を条件とさせていただく場合があります。また、お申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまにご負担していただきます。

(3) 下記の場合は、申込みをお断りさせていただきます。

- ①応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
- ②お客さまが、他のお客さまにご迷惑をおよぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると判断するとき。
- ③お客さまが反社会的勢力であると認められるとき。
- ④お客さまが、当社に対し暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑤お客さまが、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑥その他、当社の業務上の都合があるとき。

### 3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、(宿泊がある場合は宿泊料金)、食事代、観光施設入場料金、ガイドや添乗員の必要経費などです。

なお、旅行中にこれらの経費はお客さまのご都合により、一部をご利用されなくても払い戻しはいたしません。

### 4. 旅行代金に含まれないもの

第3項「旅行代金に含まれるもの」以外の費用のことで、例えば、集合場所までの旅費や自由行動中の諸料金、クリーニング代、電報、電話代、追加飲食代など個人的性質の諸費用などです。

### 5. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、参加者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容とその他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

### 6. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約後であっても次の場合には旅行代金を変更します。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改正されたときは、その改正差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客さまにその旨を通知します。
- (2) 旅行の実施に要する費用の減少を伴う契約変更の内容または第5項により契約内容が変更され、旅行の実施に伴う契約内容の変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの<オーバーブッキング>は除く)がなされたときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更することがあります。  
ただし、当該契約内容の変更のために、その提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、また、これから支払わなければならない費用はお客さまの負担とします。

(3)運送・宿泊機関等で利用人数により旅行代金が異なる旅行の場合で、その人数が増減したとき旅行代金を変更します。

## 7. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て交替することができます。この場合、交替に要する所定の金額の手数料を申し受けます。なお、当社では旅行コースや時期などによって交替をお受けできない場合があります。

## 8. お客様による旅行契約の解除・払い戻し

### (1)旅行開始前の解除

①旅行契約成立後、お客様のご都合でいつでも契約を解除できますが解除されるときは、標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定める取消料を申し受けます。

（申込者全員のキャンセルや参加人数減の場合は取消扱いとなり取消料がかかります。）

※なお、日帰り旅行の場合は、旅行開始日の前日から起算して10日目以降に、宿泊付バス旅行の場合は旅行開始日の前日から起算して14日目以降にお申込みされ旅行代金をお支払いされたお客様は、取消料が発生する期間に入っていますのでご注意ください。

#### 募集型企画旅行取消料

国内旅行 取消日区分		取消料(おひとり)	
		宿泊付旅行	日帰り旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	14日目～11日目	旅行代金の20%	無料
	10日目～8日目	旅行代金の20%	旅行代金の20%
	7日目～2日目	旅行代金の30%	
旅行開始日の	前日	旅行代金の40%	
	当日の集合時間まで	旅行代金の50%	
旅行開始後の取消または無連絡不参加		旅行代金の100%	

※当日の集合場所での取消は、旅行開始後扱いになりますのでご注意ください。

②お客様は次に掲げる場合は、取消料を払うことなく解除することができ、旅行代金は全額を払い戻しいたします。

ア.旅行業者によって、旅程保証が対象となる変更や重要な変更のとき。

イ.第6項(1)の「旅行代金の額の変更」により、旅行代金が増額されたとき。

ウ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または、不可能になる恐れが極めて大きいとき。

エ.当社がお客様に対し、契約成立後に交付する契約書面に確定書面を交付する期限が記されていたにもかかわらず、当該期限までに確定書面を交付しなかったとき。

オ.当社の責任で契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

### (2)旅行開始後の解除

お客様の責に帰すべき事由によらず、契約書面に記載された旅行サービスを受領することができなくなったとき、または当社がその旨を告げたときは、取消料を払うことなく、旅行サービスの受領することができなくなった部分の額の全額を払い戻しいたします。ただし、解除の理由が天災地変など当社の責に帰すべき事由によらない場合は、お客様が受けられ

なかった旅行サービス部分の金額から取消料、違約料等を差し引いた金額を払い戻します。

## 9. 当社からの旅行契約の解除および払い戻し

### (1) 旅行開始前の解除

当社は次に掲げる場合において旅行契約を解除することがあります。この場合、理由を説明し旅行代金の全額を払い戻します。

- ア. お客さまが当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の条件を満たしていないと判明したとき。
- イ. お客さまが病気、必要な介護者の不在、その他の事由で旅行に耐えられないと認められるとき。
- ウ. お客さまが他の旅行者に迷惑をおよぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
- エ. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- オ. お客さまの数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。ただし、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、日帰り旅行は3日目にあたる日より前、宿泊付旅行は13日目にあたる日より前までにお客さまに事業を中止する旨を通知したとき。
- カ. 契約書面に明示した旅行目的を達成する実施条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能または不可能になるおそれが極めて大きいとき。
- ク. お客さまが次のいずれかに該当することが判明したとき。
  - ・ 反社会的勢力であると認められるとき。
  - ・ 当社に対し暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ・ 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

### (2) 旅行開始後の解除

① 当社は次に掲げる場合においてお客さまに理由の説明をして旅行契約を解除することがあります。この場合、当社はお客さまが未だに受けられていない旅行サービス部分の金額から取消料、違約料等を差し引いた金額を払い戻しいたします。

- ア. お客さまが病気、必要な介護者の不在、その他の事由で旅行に耐えられないと認められるとき。
  - イ. お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための案内人や係員などの指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - ウ. お客さまが次のいずれかに該当することが判明したとき。
    - ・ 反社会的勢力であると認められるとき。
    - ・ 当社に対し暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
    - ・ 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - エ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能になったとき。
- ② 上記のア、エの理由で当社が解除したときは、お客さまの求めに応じてお客さまのご負

担で出発地に戻るために必要な手配を引き受けます。

## 10. 旅程管理

- (1)当社はお客さまに対し次に掲げる業務を行い、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施をすることに努力いたします。
- (2)お客様が旅行中、サービスを受けられないおそれがあると認められたときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (3)(2)を講じたにもかかわらずまたは第6項「旅行代金の額の変更」の事由その他何らかの事由により、旅行契約の内容を変更せざるを得ない場合において旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものになるよう努めるなど、旅行契約の内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

## 11. 当社の責任および免責事項

- (1)当社は旅行契約の履行に当たって、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまが被られた損害を賠償いたします。  
ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お一人につき原則として15万円を限度に賠償いたします。(なお、当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失があった場合は限度額の上限額はありませぬ。)
- (2)お客さまが次に掲げるような理由で損害を被られたときは、当社や当社の手配代行者の故意または過失によりお客さまへ損害を与えた場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。
  - ①天災地変、気象条件、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは中止。
  - ②運送・宿泊機関などのサービス提供の中止またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
  - ③官公署の命令または伝染病による隔離。
  - ④自由行動中の事故。
  - ⑤上記のほか、当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害。

## 12. 特別補償

当社は、当社の故意または過失の有無にかかわらず、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について、募集型企画旅行特別補償規程に基づき、あらかじめ定められた額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。

ただし、事故の状況や事由によっては補償金等が支払われないことがあります。

なお、旅行参加中とは旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始したときから、最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を完了したときまでの期間をいいます。

## 13. 旅程保証

- (1)旅行日程に下記の別表1に掲げる変更が行われた場合は、標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規程により、その変更の内容に応じて旅行代金に表に定める率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から30日以内にお支払します。

ただし、下記が原因で変更が生じた場合は、変更補償金のお支払はいたしません。

- ①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令
  - ⑤欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - ⑥やむを得ない事情での遅延、運送スケジュールの変更など当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - ⑦旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置
  - ⑧旅行開始前、旅行開始後にかかわらず、お客さまが変更内容を受け入れずに契約の全部または一部を解除したとき
  - ⑨変更内容が当社や当社の手配代行者の故意または重大な過失が原因で損害賠償責任にあたる時
- (2)お客さまに一旅行契約についてお支払する変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度額とします。また、お客さま1名に対して、1募集型企画旅行につきお支払する変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金はお支払いいたしません。
- (3)当社が変更補償金をお支払した後に当該変更について、第11項「当社の責任と免責事項」の(1)規定に基づき、当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客さまは当該の変更補償金を当社に返還しなければなりません。
- この場合、当社は支払うべき損害補償の額とお客さまが返還すべき変更補償金の額を相殺した残額をお支払します。

#### 14. お客さまの責任

- (1)お客さまの故意または過失、法令、公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときは、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客さまは募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めてください。
- (3)お客さまは旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なるサービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該旅行サービス提供者に申し出てください。

#### 15. 個人情報のお取り扱いについて

お客さまから頂戴しました個人情報につきましては、お客さまとの連絡方法や運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きのほか、今後の企画旅行等のご案内に使用させていただきます、それ以外は個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理いたします。



変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含む)その他の旅行目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限る。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備または景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち、パンフレットやホームページで募集したツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
<p>注 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。</p> <p>注 3 第3号または第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取扱います。</p> <p>注 4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。</p> <p>注 5 第4号または第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1変更として取扱います。</p> <p>注 6 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。</p> <p>注 7 第8号において、天候不良や自然現象が原因での変更は変更補償金の対象になりません。</p>		

旅行企画・実施	合同会社 滋賀の旅人旅行倶楽部
住所	〒520-2304 滋賀県野洲市永原 1006 番地
TEL・FAX	077-587-2677
登録	滋賀県知事登録旅行業 第 3-253 号 国内旅行業務取扱管理者 黒川 之明
募集型企画旅行可能地域	滋賀県野洲市・近江八幡市・竜王町・湖南市・ 栗東市・守山市・大津市
※内容全般について、お客さまから依頼があれば、旅行業務取扱 管理者が説明いたします。	